

(2) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による繰越債務額

16,982 百万円

5. 追加情報等

(1) 出納整理期間

予算決算及び会計令第3条及び第4条により出納整理期間が設定されており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 責任準備金の算出方法

翌年度以降の年金給付に必要と見込まれる額を下記の計算方法により算出している。  
年度以降各年度の年金受給者×年金単価×スライド率×(1/現価率)

(3) 財政法第44条の資金

資金名	根拠法令	内容
積立金	特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)附則第66条第29号の規定による廃止前の労働保険特別会計法(以下「旧法」という。)第18条及び第19条	労災年金債務の履行等に要する責任準備金の財源とするものである。

(4) 業務費用計算書における収益計上

責任準備金戻入益: 21,228 百万円  
退職給付引当金繰入額: 396 百万円  
資産処分損益: 215 百万円

(5) 各財務書類における表示科目の説明

<貸借対照表>

- ・ 「現金・預金」には、当該年度末における歳入歳出決算上の剰余金及び積立金の合計額を計上している。
- ・ 「未収金」には、労災保険の未収金等を計上している。
- ・ 「貸倒引当金」は、未収保険料等の貸倒れに備えて徴収停止債権について全額、履行期限到来債権について50%を回収不能見込額として計上している。
- ・ 「未収収益」には、主に預託金の運用利子の未収分を計上している。
- ・ 「前払金」には、主に徴収勘定に対する保険料返還金や業務取扱費の前払い額を計上している。
- ・ 「前払費用」には、自賠償保険料を計上している。
- ・ 「有形固定資産」には、国有財産及び物品の合計を計上している。
- ・ 「国有財産」には、土地、立木竹、建物、工作物及び建設仮勘定を計上している。

- ・ 「土地」には、主に庁舎敷地を計上している。国有財産として国有財産台帳に記載されている土地の台帳価格を計上している。
- ・ 「立木竹」には、主に庁舎敷地上の植栽を計上している。国有財産として国有財産台帳に記載されている立木竹の台帳価格を計上している。
- ・ 「建物」には、主に庁舎建物を計上している。国有財産台帳に記載されている建物の価格から、定率法により当該減価償却費相当額を控除した価格を計上している。
- ・ 「工作物」には、国有財産台帳に記載されている工作物の価格から、定率法により当該減価償却費相当額を控除した価格を計上している。
- ・ 「建設仮勘定」には、主に建設中の庁舎建物・工作物等の工事費を計上している。
- ・ 「物品」には、取得価格が5万円以上の機械器具等の物品を計上している。
- ・ 「無形固定資産」には、電話加入権とソフトウェアを計上している。
- ・ 「出資金」には、(独)労働安全衛生総合研究所、(独)労働政策研究・研修機構、(独)福祉医療機構及び(独)労働者健康福祉機構に対する出資額を計上している。
- ・ 「未払金」には、消費税に係る未払金、児童手当に係る未払金、公務災害補償費に係る未払金及び恩給給付負担金に係る未払金を計上している。
- ・ 「支払備金」には、当該年度以前に業務上・通勤途上の災害を受けた労働者等に対して、翌年度に支払われる労災保険給付額の見込額を計上している。
- ・ 「未経過保険料」には、労災保険料の未経過期間に相当する前受額を計上している。
- ・ 「賞与引当金」には、6月支給の期末手当及び夏季賞与のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・ 「責任準備金」には、翌年度以降の労災年金給付に必要と見込まれる額を計上している。
- ・ 「退職給付引当金」には、職員に係る退職手当、遺族補償年金、恩給、整理資源に係る引当金を計上している。
- ・ 「資産・負債差額」には、資産・負債差額増減計算書により計算される本年度末資産・負債差額を計上している。

#### <業務費用計算書>

- ・ 「人件費」には、主に職員の給与・手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・ 「賞与引当金繰入額」には、6月支給の期末手当及び夏季賞与のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・ 「退職給付引当金繰入額」には、当該年度末における職員に係る退職手当、遺族補償年金、恩給、整理資源に係る引当額のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・ 「労災保険給付費」には、労災保険適用により支給した保険給付費を計上している。
- ・ 「福祉施設給付費」には、業務上・通勤途上の災害を受けた労働者等に対する特別支給金等を計上している。
- ・ 「補助金等」には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等を計上している。主なものとして、未払賃金立替払事業費補助金、独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費補助金、身体障害者等福祉対策事業費補助金等が計上されている。

- ・ 「委託費等」には、補助金等に該当しない対価性のある委託費を計上している。主なものとして、診療等委託費が計上されている。
- ・ 「分担金」には、国際社会保障協会への分担金を計上している。
- ・ 「運営費交付金」には、「独立行政法人通則法」第46条で規定する交付金として、(独)労働者健康福祉機構、(独)労働安全衛生総合研究所労働福祉事業勘定等に対する運営費交付金を計上している。
- ・ 「一般会計へ繰入」には、政府職員失業者退職手当特別会計負担金、恩給負担金及び労働保険審査会費特別会計負担金を計上している。
- ・ 「徴収勘定へ繰入」には、主に労災保険料の返還金や徴収事務費を計上している。
- ・ 「庁費等」には、庁費及び電子計算機借料等の物件費等を計上している。
- ・ 「その他の経費」には、旅費、諸謝金、労災就学等援護費、賠償償還及び払戻金等を計上している。
- ・ 「減価償却費」には、有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却費を計上している。
- ・ 「貸倒引当金繰入額」には、未収金の回収不能見込額として貸倒引当金に計上した額のうち、当期に繰り入れた額を計上している。
- ・ 「責任準備金繰入額(戻入益)」には、責任準備金の当年度末残高と前年度末残高の差額を計上している。
- ・ 「資産処分損益」には、有形固定資産の除却、売却に伴い発生した損益を計上している。
- ・ 「出資金評価損」には、独立行政法人の減資に伴い発生したものを計上している。

#### <資産・負債差額増減計算書>

- ・ 「前年度末資産・負債差額」には、平成17年度末の貸借対照表の「資産・負債差額」を計上している。
- ・ 「本年度業務費用合計」には、業務費用計算結果である業務費用計算書の本年度業務費用合計を計上している。
- ・ 「財源」には、自己収入及び他会計(勘定)からの受入額を計上している。
- ・ 「自己収入」には、運用益及びその他の財源を計上している。
- ・ 「運用益」には、預託金運用に係る利子収入を計上している。
- ・ 「その他の財源」には、返納金、雑入、独立行政法人労働安全衛生総合研究所納付金等を計上している。
- ・ 「他会計(勘定)からの受入」には、財源の一部に充てるための徴収勘定及び一般勘定からの受入額を計上している。
- ・ 「徴収勘定からの受入」には、主に労災保険の保険料収入を計上している。
- ・ 「一般会計からの受入」には、労災保険法第32条の規定に基づき労災保険事業費の一部についての国庫補助金を受け入れた額を計上している。
- ・ 「無償所管換等」には、効率的な利用を図る等の目的で無償所管換により受入れた財産と譲渡した財産との差額を計上している。
- ・ 「資産評価差額」には、出資金の国有財産台帳価格の改定に係る評価差額の金額を計上している。
- ・ 「その他資産・負債差額の増減」には、物品の計上範囲を見直したことによる増加額を計上している。
- ・ 「本年度末資産・負債差額」には、平成18年度末の貸借対照表の「資産・負債差額」を計上している。